

香川県条例第3号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 縮島振興法第2条第2項の規定による公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。）から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものとの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略 2～5 略</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 縮島振興法第2条第2項の規定による公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。）から<u>平成31年3月31日</u>までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものとの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略 2～5 略</p>
<p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>3 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>3 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和3年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものとの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から平成31年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものとの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p>

3 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第3条 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から<u>令和2年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第10条第7項第6号</u>に規定する中小事業者、同法<u>第42条の4第8項第7号</u>に規定する中小企業者及び同法<u>第68条の9第8項第6号</u>に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあっては2人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそ</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第10条第8項第5号</u>に規定する中小事業者、同法<u>第42条の4第8項第6号</u>に規定する中小企業者及び同法<u>第68条の9第8項第5号</u>に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあっては2人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそ</p>

それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るもの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあっては2人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者である場合にあっては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあってはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正)

第4条 香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例（平成30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るもの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあっては2人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者である場合にあっては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあってはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意（<u>令和3年3月31日までに行われたものに限る。</u>）の日から起算して5年内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものと除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意（<u>平成31年3月31日までに行われたものに限る。</u>）の日から起算して5年内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものと除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。</p>
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和8年3月30日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成35年3月27日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（以下「新離島条例」という。）第2条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の香川県過疎地域における県税の特別措置条例（以下「新過疎条例」という。）第2条第1項の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。 (香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 適用日以後に新離島条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第3号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。 (香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	

3 適用日以後に新過疎条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新過疎条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第3号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。